

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特例給付支給事由消滅通知に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して平成 28 年 7 月 8 日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）による特例給付支給事由消滅通知（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当である旨主張する。

- (1) 本件処分通知書は、本件手当の支給事由が消失した日を「平成 27 年 1 月 12 日」としているが、実際に別居したのは同月 19 日である。事実に基づかない処分は違法である。
- (2) 〇〇さんによる違法な子供の連れ去りにより監護できなくなったのであり、「監護しなくなった」ではない。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年11月17日	諮問
平成28年12月20日	審議（第4回第4部会）
平成29年1月24日	審議（第5回第4部会）
平成29年2月21日	審議（第6回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

ア 法4条1項1号によれば、児童手当及び法附則2条1項に基づく特例給付（以下、両者を併せて「手当」という。）の支給要件について、手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給すると規定されている。

規則7条1項によれば、手当の受給者は、手当の支給を受けべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないとされている。

そして、規則10条によれば、市町村長は、手当の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を手当の受給者に通知しなければならないとされている。

イ 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27

年12月18日付府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」。以下「ガイドライン」という。) 22条によれば、受給事由消滅届の提出がない場合においても、支給要件を具備しなくなったことが明らかで、公簿等によって手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権により支給事由消滅についての処理をすることができる(同条5号)。

なお、ガイドラインは、地方自治法245条の4に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

ウ 平成19年度東京都福祉保健局主催児童手当等担当者事務説明会資料「児童手当支給に関する疑義・要望事項」30頁によれば、離婚前提別居で母から申請が出された場合、必ず父に監護・生計同一の確認を行い、それを行っていない場合は資格喪失届を提出してもらうが、父が明らかに監護していないとの判断であったり、父と連絡が取れないときは、「児童手当関係法令通知集 平成18年版」(以下「通知集」という。) 372頁問6「受給資格者が不足書類の督促に応じない場合」に基づいて事務処理を行うこととされている。

エ 通知集372頁問6によれば、受給資格者が不足書類の督促に応じない場合、次のとおり処理して差し支えないとしている。

(ア) 保留処分の通知をしてから1か月後に督促通知をする。

(イ) さらに1か月後督促をし、正当な理由により提出できない場合は、その理由書を、また理由書の提出もない場合は請求を却下する旨期限(30日程度)付きで通知する。

(ウ) 正当な理由もなく期限までに提出されない場合は、書類不備により請求却下の処分とする。

2 これを本件についてみると、平成27年11月12日、〇〇さ

んは、居住する市区町村に対し、〇〇さんが本件児童らと同居し、本件児童らを監護している旨記載された児童手当・特例給付認定請求書及び同日付けで〇〇さんが請求人と離婚前提で別居している旨の申立書を提出し、処分庁は、公簿上、〇〇さんと本件児童らが同日付けで、請求人とは別の世帯であることを確認したことから、請求人に対し、本件手当の受給資格喪失に係る異動届の提出を複数回督促したものの、期限までに提出されなかったため、平成28年7月8日、職権で請求人の本件手当に係る受給資格を消滅したものとし、請求人に通知したことが認められる。

以上のとおり、本件手当については、上記（1・イ）で述べた、ガイドライン22条に基づき、職権に基づく支給事由消滅の処理を行うことができる場合に該当するものと認められ、本件処分に至るその後の手続も通知集に則って行われていることが認められる。

したがって、本件処分は、法、規則、法の技術的助言であるガイドライン及び通知集等に基づいてなされたものであり、違法又は不当と認めることはできない。

3(1) 請求人は、実際に別居したのは平成27年11月19日であり、消滅日を同月12日とする本件処分は誤りである旨主張する。

しかし、〇〇さんは、平成27年11月12日付けで本件申請を行っており、公簿上も、同日付けで請求人と別世帯を形成していることからすれば、処分庁が本件手当の支給事由消滅日を同日とした本件処分に違法又は不当な点はなく、仮に請求人が主張するとおりの事情があったとしても、当該事情は本件処分の取消理由にはなり得ない。

(2) また、請求人は、〇〇さんの違法な子供の連れ去りにより本件児童らを監護できなくなったのであり、「監護しなくなった」

ではないと主張する。

しかし、法は、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的とし（法1条）、手当の受給資格要件に児童の監護を定めており（法4条1項1号）、仮に請求人の主張するような事情があったとしても、請求人が本件児童らの監護をしていない以上、請求人の主張には理由がないものというほかない。

- 2 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美